

会議録

会議の名称	平成 22 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 23 年 1 月 13 日（木曜日）19 時 00 分から 20 時 39 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：横山委員、前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田（秀）委員、玉置委員、植松委員、清水委員、土方委員、松川委員、澤田委員 欠席委員：石田委員、新倉委員、吉岡委員、廣川委員 事務局：市民部長 下田、保険年金課長 冥賀、国保給付係長 貫井、国保加入係長 新井 国保加入係主査 昆野
議題	1 平成 23 年度 国民健康保険料の見直し 2 出産育児一時金について 3 その他
会議資料の名称	資料 1 平成 23 年度国民健康保険収支バランス（一般被保険者分） 資料 2 国民健康保険料限度額の状況 資料 3 出産育児一時金について
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>○清水会長：</p> <p>ただいまより平成 22 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会します。 まず、本日の会議は定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。 また、石田委員、新倉委員、吉岡委員、廣川委員については、事前に御欠席のご連絡がありましたことを御報告申し上げます。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長：</p> <p>会議録署名委員の指名ですが、本日は、村田秀夫委員と玉置委員にお願いします。</p> <p>（傍聴者確認）</p> <p>○事務局：</p> <p>傍聴者の方はいらっしゃいません。</p> <p>○清水会長：</p>	

それでは、これから議題に入りたいと思います。

3. 議題

(1) 平成 23 年度 国民健康保険料の見直し

○清水会長：

事務局から資料の説明をしていただきまして、その後、皆様から御質疑をいただきたい
と思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：

配布資料の確認

(資料 1「平成 23 年度国民健康保険収支バランス〔一般被保険者分〕」に沿って収支バ
ランスを説明)

このような状況で、財源的には例年どおりかなり厳しい状況です。現在の差引額である
財源不足を合わせますと 20 億 2,274 万 2,000 円が見込まれているところです。大幅な不足
額が 22 年度におきましても見込まれるという状況の中で、22 年度は医療分の料率、限度
額を改定させていただきました。一般会計からも 3 億 5,000 万円ほど例年より増額しまし
て、その他一般会計繰入を行い、赤字補てんを行っている状況です。22 年度は赤字補てん
分として、その他一般会計繰入金額が 22 億 4,257 万 2,000 円になります。22 年度と比
較して 2 億 1,983 万円、23 年度の不足額が少ないという推計ではございますが、23 年度も
かなり厳しい状況が続くと見込んでおります。

これらの収支バランス推計について理事者に報告をいたしました。市においても、市税
収入も厳しい状況です。ただ、国民健康保険も重要な市の行政課題であるということから、
22 年度に料率を改定させていただいている状況もございますので、引き続き、23 年度に料
率を改定するには、現在の経済情勢、雇用情勢の中でなかなか景気回復は見込まれてい
ない状況もございますので、2 年連続して加入者の方に御負担をいただくというのは厳しい
のではないかとの判断をされまして、不足する財源については一般会計から繰り出しを検
討するというご指示をいただいております。したがって、今年度は、資料 2 にありま
す限度額について検討をしていただきたい。

(資料 2「国民健康保険料限度額の状況」に沿って説明)

○清水会長：

資料 1 と資料 2 の説明をしていただきました。まず、資料 1 について御質問がありまし
たら、どうぞ。

○植松委員：

昨年度の西東京市の人口が 2,000 人ぐらいいふえたという話を先日聞いたのですけれど、

にもかかわらず、一般の見込数が減少になっているのはどうしてなのでしょう。

○事務局：

全国的に国の計数を見ても、加入者数としては減少傾向で、微減という状況で、ここ数年推移しています。その1つの要因としては、75歳になられた方が後期高齢者医療制度に移行される状況がございます。現在、退職者医療制度が経過措置の中で残っている状況です。したがって、退職者医療制度、60から64歳の方が対象となりますが、その方が65歳になると一般の方に移られます。その逆に、75歳になられた方が後期高齢者医療制度へ移行されますので、国保から資格が外れるという状況がございます。この方の推計を見た段階でも、年度によっても多少違いはございますが、23年度1,600人ほど見込んでいます。65歳になられ方は1,300人ほどですので、その差だけでも何百人か出ている状況です。あと、転入、転出者は当然ございますが、大体同程度の人数でございます。そのような状況の中で推計しまして、加入者数としては微減の状況が続くと見込んでおります。

○玉置委員：

今のことに関連するのですが、保険者の見込数が75歳以上になる人が多いので減っているというのはわかるのですが、全体としての伸び率が非常に多いし、一般の高額療養費が非常に伸びていますけれども、ということは、65歳から75歳までの間の療養費の単価が上がっているということでしょうか。それとも、小児も含めて全般的に伸び率はどの程度なののでしょうか。

○事務局：

高額療養費につきまして、こここのところの伸びとしてはかなり高く推移しているという印象は持っているところでございますが、玉置委員おっしゃられるように、各年代別で推計値を出せばよろしいのですが、総額の中での判断しか現在はできないものですので、年齢階層ごとの伸び状況は見込んでいないところです。総体の一般の方の被保険者数で総額を割って1人当たりの金額を算出しているという状況です。

○玉置委員：

後期高齢者、75歳以上の伸び率と比べてはどうですか。75歳以上のデータはないですか。

○事務局：

手元に東京都全体のデータは持ってきてはいないのですが、西東京市の状況で申し上げますと、20年度の制度発足時点で1万7,000人を多少超えているぐらいの人数だったのですが、今は1万9,000人に近づこうという状況で推移しています。毎年増加しています。

○玉置委員：

国保では 75 歳未満の方を対象としているが、75 歳以上の部分がある程度見込んでいないと。後期高齢者医療制度がなくなったときに、いずれこれは一緒になるわけですよ。そうすると、ここの伸びがすごく重要で、少子高齢化で 65 歳以上の医療費が非常に高いのだとすれば、いずれ相当なことを考えないと、後期高齢者制度がなくなった段階で保険者見込数もどんとふえますし、単価も 75 歳以上の単価が、75 歳以下よりも高いとすれば全体に単価もふえるし、そうすると大変なことになるのではないかと思うのですが。そのときに、一般会計からの繰り入れが本当にできるのかという一番基本的な問題が起こるので、そこら辺の読みはどうなのでしょう。

○事務局：

後期高齢者の方の医療制度につきましては、最終のとりまとめが出ているという状況で、国民健康保険の方に資格が変わるということを平成 25 年度から行うということになっています。後期高齢者の方は資格としては国保に加入されますが、この方々にかかわる医療給付費等の会計については、都道府県単位での別勘定会計で運営することになっています。ですから、現在の後期高齢者支援金と同じような制度で国保からは、75 歳以上の方の医療給付費の 4 割相当を負担するという制度が引き続き残るといふふうに見込んでいるところです。

現在の後期高齢者支援金の状況ですが、23 年度は 24 億 2,235 万円の支出を見込んでおります。これに対して、22 年度現在の見込みとしては 21 億 9,130 万円を見込んでいます。概算で申し上げれば 2 億円は増えてきている状況ですので、今後とも高齢者の方の医療給付については国保としての負担が増えていくと見込んでおります。

○玉置委員：

そうすると、形の上では裏の後期高齢者の支援金がかなり加速度的に増えていくと。

○事務局：

高齢者の方の医療費が伸びれば、それに合わせて、支援金が増える状況になります。

○清水会長：

国保も、今度、広域になってくるのではないかというような見通しでしたよね。

○事務局：

そうですね。この間の最終とりまとめでは、目標年度としては平成 30 年度には全加入者、年齢を対象にした国保の広域化ということで、都道府県単位で行うという内容になっていました。

○清水会長：

いかがでしょうか。先ほどの事務局の説明ですと、不足する財源については、一般会計からの繰出しを検討していただけると言うことですので、資料 2 の限度額について、皆さんに考えていただきたいという御提案ではないかと思うのですが、それについていかがでしょうか。現在は 47 万円を、参考というところを見ていただくと、本当は 23 年度の改正後のところに持っていきたいのですよね。でも、それはまだ決定されていないということなのですか。

○事務局：

国がこれから法改正の議案を国会で審議して決めるということですので、あくまでもまだ見込み段階ではございます。このような形で、国が毎年見直しを行うという状況もございますので、限度額について、このまま据え置いて、料率改定を行うときに実施するとすると、現在の見込みで見たときも総額で 9 万円の差が生じる状況ですので、限度額を急に引き上げるというのも難しい状況になるのではないかと考えておりますので、ご審議いただきましてご検討をお願いしたい。

○清水会長：

料率を上げるときに一緒に限度額を上げるのか、あるいは、今回は、料率見直しは据え置きにしておいて、限度額を今回見直して上げるということだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○玉置委員：

今までも、この運協で随分いろいろな、4 つの区割りの部分を 2 方式とか 3 方式にしようとか、いろいろなことを考えたのですが、そういう案を出しても、結局、今まで限度額の上限を上げるということしか決まってきたいないので、まして、数年後に後期高齢者の問題が広域化ということで、どういうふうに振られるのかわかりませんので、無理に今料率をやるのはむだな作業になってしまうかなという、その公算が高いので、今回は 20 億円を一般会計から出すということであれば、今回は料率の見直しは敢えてやらなくてもいいのではないかと思います。

○清水会長：

料率の見直しは本当に難しいですね。赤字があるので、それを補てんするために料率を見直そうというのが大体今までのやり方というように記憶していますので、今回は赤字を補てんしていただけるというので料率まではいじらない。料率をいじるとなると本当にもう必死ですね。

○平山委員：

だけど、去年は資産割を段階的に下げていくということを盛り込んで答申したはずで

から、今年は無理かもしれないですけど、こちらをやって来年はそちらとか、そういう形でしていくしかないのかなど。

○清水会長：

さあ、いかがいたしましょうか。限度額をここでいじるかどうかというお話なのですが。

○村田（秀）委員：

農業関係としては、限度額、皆さん該当している人がほとんどだと思うのですね。でも、それを言っていると、利己主義的な考えだと、こういう制度も成り立たないと思うのですが、今の段階では、まだ一般会計の方から繰入金ができる。それで何とか今回はできるということであれば、全体のバランスは、将来を考えた場合には、差額を一気に埋めるのは厳しいかもしれないのですが、今の段階では今回は限度額も据え置きでいいのではないかと思いますけれども。

○平山委員：

本当は22年度で50万円にしておかなくてはいけなかったわけですが、それをしていないということは、限度額を上げるということをもたやっつけていかなくてはいけないのであれば、ここで上げておいても私はいいのではないかなど。この提案どおりでやっていったらいいのではないかと思いますけれども。

○清水会長：

22年度法改正後の50万円、3万円の値上げですよ。

○平山委員：

はい。

○村田（馨）委員：

私も、20億円足りないということであれば、上げて、3,000万円ですか。ほとんど変わらないのだけれども、それでも上げざるを得ないでしょうね。これだけやって、一般会計から、どちらにしてもお金を出すのは同じですので、保険料として払っているということで、私は早急に、50万円でも51万円でもいいですけれども、限度額いっぱいまで上げていいぐらいに思っています。どちらにしても上げざるを得ないわけですよ。カットできないというのが気持ち的にはありますけれどもね、とにかく、赤字ではしようがないですよ。ですから限度額は上げた方がいいと思います。

○前川委員：

ほぼ同じ意見です。今回、引き上げという形で検討した方がいいのではないかと思います。

す。

○横山委員：

私も、ほぼ同じ意見です。ただ、来年以降、いずれにしても予算が非常に厳しくなる可能性もあるので、私、ことしで委員は 2 年目になるのですが、いつも思うのですが、自治体によっては、いわゆる住民を巻き込んでいろいろな運動をして、坂戸市かな、年間 4 億円ぐらい医療費が削減できたという話も聞いているのですね。そういう話は結構、テレビなどでちょこちょこ聞くので、もうそろそろ、そういう運動をしていかないと。前回も今回も思うのですが、いずれ広域化するので、あと 7 年ぐらいは適当に流していいじゃないかと、そういう雰囲気もなきにしもあらずなのですが、ただ、逆に言うと 7 年もありますので、ときどきテレビを見ると、物すごい自治体があるのですよね。10 年前からいろいろなことをやっているとか。

それから、西東京市で「健康都市宣言」というのをやりますよね。だから、いよいよ医療とか福祉などいろいろなことを巻き込んで、西東京市がテレビに出るような。きょうの週刊文春でも、老人にやさしい自治体について出ていましたけれども、あれは和光市でしたかね。65 歳以上の人にアンケートをとって、指導して適切にやったもので、2 年間で支援とか要介護のパーセントが 10 パーセントよくなったということも出ていました。だから、西東京市もそういう時期に来ているのではないかと思ひまして、ぜひそういう幅広い考え方で行ってもらいたいと思いますね。

○清水会長：

だれかが音頭をとらないと、そういうことはできないのですけれども。

○横山委員：

非常に共感を覚えたのは、1、2 カ月ぐらい前かな、西東京市の市報で健康都市宣言をするというので、医療、福祉、教育かな。だから、この市も初めてそういうスタートに来ているのではないかという気がしましたね。今まで、ある意味では数字だけいじって、もうどうしようもないという感じになっていた。

○清水会長：

健康都市宣言のスタッフには玉置委員が入っていらっしゃいます。

○玉置委員：

健康都市宣言についてお答えしますが、その前に、医療費そのものを根源的に、市民を救うために減らすということで、例えば肺炎球菌ワクチンを打って非常に医療費が下がったとか、そういうのはあるのですよね。そういうことについては、実は西東京市というのは、意外と、ほかの市に比べて上を行っています。がんの検診なども非常に早くて、

大腸がん検診で。今年度は胃がんのハイリスク検診というのを先駆けてやろうと。それは、最終的には医療費を抑制するということがあってやっているわけで、そういうことは西東京市の医師会としてはやっているのですね。そういう動きがもともとあったところに持ってきて、今度の健康都市宣言というのは、市報を見たと思うのですが、ああいった文言を出すのはいいのですが、ただ、かけ声だけでは何もならない。その具体的な対策をしっかりと、将来を見据えて、医療費抑制とか市民の健康寿命を伸ばすような方策に結びつかないといけない。

○横山委員：

あの市報に共感したので、市がパブリックコメントを、私も自分の経験も含めて出しました。すごい自治体が結構あるので、ぜひその辺に近づけてもらいたいと思います。

○植松委員：

限度額を引き上げた場合の、影響する人数はどのぐらいなのでしょう。

○事務局：

先ほど参考例でお示しました医療分について 3 万円を引き上げた場合ということで見たときに、現行である 47 万円の限度額を超える世帯数としては 670 世帯を見込んでいるところです。これを仮に 3 万円引き上げて 50 万円とした場合、限度額世帯としては 600 世帯という状況になります。

○植松委員：

世帯数だから 10 パーセントというわけではないのですが、数パーセントの人に影響するということですか。

○事務局：

全体の世帯数としては 3 万 3,203 世帯でございます。

○植松委員：

1 パーセントぐらいの世帯が引き上げになると。

○事務局：

600 世帯に影響という見方をしますと、1.8 パーセントぐらいという状況です。

○植松委員：

そうすると、今回、限度額を引き上げてもいいかなという考えです。

○玉置委員：

ほかの市部とか区部を見てみると、半数近くはもう上げてしまっているわけですね。これがもし来年度に入ると、それぞれの市とか町村でも同じようなことをやっています、区は全部上がっていますので、恐らく 22 年度の限度額に上げてくる市とか町村が非常に多いのではないかと思うので、西東京市は中くらいよりちょっと上の部類なので、その立場からいうと、22 年度の改正の限度額、3 つ一遍で 3,000 万円しかないですけれども、引上げもしようがないのではないですかね。こういう方向はもう絶対に基本だと思います。取れるところから取るという方向はもう絶対起こるのではない。

○清水会長：

御負担していただくという。

○玉置委員：

そうですね。その方がいいと思います。そのかわり料率は一切いじらない。

○澤田委員：

基本的には、限度額を上げることに賛成なのですが、例えば平成 24 年に法改正が仮に行われて、51 万円からまた 3 万円とか 4 万円とか上がるかどうかわかりませんが、仮になったとして、そうすると、限度額と料率と両方やらなければいけないなんていう場面が来るのかどうかわかりません。何が言いたいかという、限度額 50 万円がいいのか、51 万円がいいのか、間をとった方がいいのかという、幾らにしたらいいのかということがポイントなのかなと思います。

○清水会長：

でも、ここで上げておいた方がいいというのは。

○澤田委員：

はい、それは。

○土方委員：

私も、23 年に 9 万円という差額がかなり出てしまうということよりも、ここで上げておいた方がいいのではないかと思います。

○清水会長：

少しずつ段階的に引上げるということですね。

○土方委員：

はい。

○松川会長代行：

大体そのような方向ですね。やはり 22 年度に合わせるといふか、上げた方がいいと思います。

○清水会長：

私も、一度にがーんと上げるよりも、少しずつ上げた方がショックはないのかなとも思いますし、先ほど 600 世帯とおっしゃっていましたが、高額所得者の人に支えられている国保のような印象を持っていますので、やはりここで上げられたら 1 万円でも、22 年度の 50 万円にしておく方がいいのかなと私も個人的には思います。皆さんの意向を確認した方がいいですね。

○村田（秀）委員：

今回上げることに関しては明確な正当性というのは、余り私自身は感じないのですが、皆さんの意見ももっともだという考えもありますので、反対はいたしません。

○清水会長：

それでは、税率は据え置きにしまして、限度額だけは見直しをさせていただいて、平成 22 年度の法改正後の金額に持っていくということによろしいでしょうか。それでは挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

○清水会長：

では全会一致ということですか。

（2）出産育児一時金について

○事務局：

（資料 3 「出産育児一時金について」に沿って説明）

○事務局：

このように、現在、国では平成 21 年度 10 月から 23 年 3 月までの間、暫定的に 4 万円加算するという取扱を法改正し、恒久化することとしておりますので、法改正にあわせて、今後西東京市としても恒久化の扱いとして条例改正を行うかどうかの御審議をしていただきたい。

○清水会長：

国で決まっているのだから条例はきちんと改正しないといけないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。35万円を39万円と、きちんと書くということですね。当然かと思うのですが、そのような取り扱いでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○清水会長：

ということですので、お願いいたします。

○事務局：

では、法に合わせて恒久化をさせていただくということにさせていただきます。

(3) その他

○清水会長：

それでは、予定した審議は、とりあえずは終わったのですが、答申をしないといけませんので、その辺についてお話ししていただきたいと思います。

○事務局：

本日、御審議いただきまして、限度額については22年度の法改正に合わせた形での答申をいただけるということでございますので、次回、答申書を事務局で作りまして、その内容を御確認いただいた上で、できれば市長に答申していただければと考えております。できれば、次回は1月25日火曜日とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○清水会長：

1月25日に市長にお渡しする。その前に皆さんで答申文を検討していただかなければならないのですが、25日にできますか。先ほどの健康宣言都市云々の話が出ましたが、その辺も国保としては、医療費の削減という意味で、答申に入れてもいいのかなと思いましたがけれども。

○玉置委員：

附帯意見みたいな形で健康都市宣言についての意見を、この委員会からつけるというのはできると思うのです。

○清水会長：

先ほど玉置委員がおっしゃったように、具体的なものへ持って行ってほしいということをごここで申し上げればいいわけでしょう。方向云々ではなくて。

○玉置委員：

はい。

○事務局：

今日、ご決定いただいた内容と、今のご意見を盛り込む、そういう答申を用意させていただきますので、次回もんでいただいて、答申書を取りまとめていただきたい。

○平山委員：

その答申書で、市長にすぐ答申するわけですか。

○清水会長：

そうです。皆さんがいるところで答申した方が良いと思います。

では、25日の前半に皆さんで答申案を練っていただいて、それで市長にお渡しすることとして。盛り込んでいただきたい条件はありますか。

○玉置委員：

先ほどもあったように、23年も同じようなことが行われると、料率を見直さないで77万円になっちゃうと思うのです。そのときに一番問題なのは、少なくとも国保運営協議会としては、今までさんざんやってきた料率の基本である四方式を二方式にするということと、応能、応益率の比をある程度、23年度改正になったときに応能が随分ふえてしまって、いわゆる応益がすごく減ってしまう結果になると思うので、それはどのぐらいの比率になるのか、出してもらって、本当であれば、そこに、ここまではいいけれども、それ以上超えたら料率の方も見直すべきだとか、そのような附帯意見が本当はあれば一番いいのかなと思うのです。それは、今回は要らないと思いますけれども、来年は。

○清水会長：

私は案外楽観していて、25年、それから30年をめどに広域の国保になりますよね。その時点では、もう応益云々とか所得割が云々というのはここで決めるのではなくて、上で決めて、何かそのような印象を受けているのですね。だから、ここで応益を何パーセントいじるとか何かしても。

○玉置委員：

全部一律になってしまうということですよ、本来はね。一律で二方式になってしまうとか。

○清水会長：

そのようになってしまうのか。国の決めた規定の料率で納めなさいみたいな、何かそんな印象を持っています。

○平山委員：

前回の資料ではそんな感じですよ。けど、25年ということがあれば、多少見直す、もう1回ぐらい見直してもらってもいいのではないかなと私は思いますけれどもね。

○玉置委員：

応能、応益率をちゃんと見直す。

○平山委員：

二方式に持っていくということを前提として、来年度はそういうことを考えながら、この国保の運営協議会を開いてもらえればいいと思いますけれども。

○清水会長：

また逆に、20億円云々ぐらいまでは一般会計でどうにかしていただけるというような感じでやっていけば、この率でいいのかな、そのような印象も受けますし、その辺は市の財政で、わかりませんよね。

○事務局：

各年度の収支バランスをいつも理事者には報告させていただいて、その中で市の財政状況もございますので、ことしも大変厳しい状況ですけども、国保はそれだけ重く見るといふ理事者の考えの中で、22年度、料率改定を行ったところでもあるということでの今回、20億円を超える金額を検討するという状況ですので、絶えず20億円を経常的にというわけにはいきませんので、そこら辺をぜひ委員の皆様にご理解いただければと思います。

○玉置委員：

この会で、もう1回ぐらい見直した方がいいですよ。

○清水会長：

そうですね。

○平山委員：

段階的にと前回言っているのですから、やはりそういうふうにしていった方がいいのではないかと思いますけれどもね。

○玉置委員：

来年か再来年かわからないけれども、1回ぐらいはきちんと考えてみましょうという意見だと思います。

○清水会長：

附帯事項の中に入れてほしいなと思ったのが、特定健康診査、50パーセントと今回なっているから、そこまで持っていくように広報してほしい。

○事務局：

ことしの取り組みとして、健康課の方でこの事業を実施しているところなのですが、その中で新しい、22年度の取り組みとして再勧奨通知と言っているのですけれども、20年度、21年度に対象年齢の方で受診していない方を対象に、6月に受診券をお送りしているのですが、さらに10月に、はがきで勧奨通知を差し上げて、受けていただきたいという取り組みを今年度初めてやったところです。

○玉置委員：

たしか、八王子は50パーセントを超えている。極端に高いですよ。そこで聞いたのですが、八王子では最初から、誕生月というか、受けるべき月の前月か前々月ぐらいに、その都度、毎月、受ける対象者に勧奨通知を全員に出していると。というのは、6月に受診券をば一っと配っても、11月とか12月、1月生まれの人は忘れてしまうのですよね。

○村田（馨）委員：

あき過ぎるのですよね。書類を私の方でずっと持っていなければいけないので忘れちゃうんです。だから免許証と同じように、2カ月ぐらい前に通知があるといい。

○清水会長：

その辺の工夫は大事ですね。お願いします。

そのほかに何か附帯事項はありませんか。事務局の方で何かありますか。

○事務局：

それでは、先ほど申しあげました出産育児一時金について、答申の中に現在、国の方でこういう動きがあるので、恒久化に向けた条例改正が必要であるという内容を入れさせていただくことでよろしいですか。

○清水会長：

それはいいと思います。

○事務局：

では、そのような形で答申書案をつくります。

4. 閉会

○清水会長：

それでは、これで閉会といたします。